

# 利根中央病院「組合員ホール」利用規程

## 1. 利用目的

組合員の生協活動を盛り上げること、様々な行事を行うことで組合員が集う拠点とする。

## 2. 利用対象

- 1 生協が主催するもの
- 2 組合員・患者を対象とするもの
- 3 加盟団体が主催するもの

※ 上記以外の利用については、生協ルーム担当者へ相談する。

## 3. 他団体への貸し出し

申込者が組合員の場合に限り使用を認める。

## 4. 利用時間

9：00～21：00

## 5. 利用方法

予約の受付は6ヶ月前からとする。

申し込みは予約日、時間、目的、代表者、連絡先を必要事項とし、生協ルーム担当者まで申し込む。

使用前および使用後は必ず生協ルーム担当者まで申し出る。

使用後は、戸締まり・掃除を行なう。机等配置を変えた場合はもとに戻す。

## 6. 利用上の注意

- ・アルコール類の持ち込みは原則禁止とし、支部行事等で必要な場合は申し出る。
- ・患者および職員の迷惑となるような行為を禁止する。
- ・掃除や注意事項を怠った団体へは以後の貸し出しを禁止する。

## 7. 鍵の管理

鍵の受け取り・返却は、生協ルーム担当者がない場合は救急外来受付で行う。

## 8. 改廃

この規程の改廃は、病院管理会議において行う。

## 9. 附則

2015年9月1日より施行とする。